

笠松町議会臨時会開会

議長 太田 俊彦氏

副議長 伏屋 隆男氏

第二回 笠松町議会臨時会

第二回笠松町議会臨時会が三月二十八日に、第三回笠松町議会臨時会が四月二日に開かれ、次の案件が原案のとおり可決されました。

笠松町公告式条例の一部を改正する条例について
笠松町議会傍聴規則の制定に伴う条文整理を行うもの。

岐阜広域合併協議会の設置に関する協議について

岐阜市、羽島市、柳津町、笠松町、北方町で、市町村合併に関する法定協議会を設置するため、岐阜広域合併協議会規約を制定するもの。
平成十四年度笠松町一般会計補正予算について

岐阜県議会議員選挙委託金の確定に伴う選挙費、岐南町における県振

第三回 笠松町議会臨時会

興補助金の変更に伴う羽栗社会教育施設整備事業負担金および地方交付税の確定に伴う財政調整基金繰入による財源調整など総額百七十九万二千円を増額補正するもの。
平成十五年笠松町一般会計補正予算について
法定協議会の岐阜広域合併協議会の設置に伴い、負担金九百六十万円を増額補正するもの。

笠松町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について
現在の社会情勢に加え、当町の財政健全化に向けた事業見直しに伴い、海外出張の際の準備等の費用としての支度料や鉄道賃における特別車両料金などの支給を廃止するもの。

なお、同日議長・副議長の選挙、議会運営委員会委員の選任などが次のとおり行われました。
選挙および選任 (敬称略)



就任あいさつ

議長 太田 俊彦

この度、議員の皆様のご推挙によりまして、町議会議長の要職に就くことになりました。誠に身に余る光栄と存じ感激するとともに、その責務の重大さを痛感いた

しております。
地方分権一括法の施行に伴い自己決定・自己責任に基づく本格的な地方分権時代を迎えました。ますます多種多様化していく住民ニーズにこたえるため、議会は地方公共団体の意思決定機関として、地域住民の意思を反映させた活動を行うことが強く求められています。
本町は、周辺市町との合併も間近に控えており、いよいよ自己決

定・自己責任の真価が問われることとなります。
このうえは、微力ではありますが、町民の皆様をはじめ、議員各位のご指導とご協力を仰ぎ、議会の機能を十分に発揮しながら町執行部と一丸となり、希望に満ちた新しいまちづくりに向け誠意誠意努力いたす所存であります。
皆様の一層のご指導、ご支援を衷心よりお願い申し上げます、私のあいさついたします。

- 議長 太田 俊彦
副議長 伏屋 隆男
【議会運営委員会】
委員 船橋 義明
【民生建設常任委員会】
委員長 伏屋 隆男
副委員長 山田 穆